

駒場団地自治会防犯パトロールの会運営細則

(目的)

第1条 本会は、駒場団地居住地域内の空き巣、車上荒らし等の犯罪を未然に防止し、あわせて下校時の児童を狙った犯罪防止に協力するために、防犯パトロールの実施、防犯講演会の開催などを実施することを目的とする。

また、地震・火災・風水害などで被災した際の「避難所」、「居住地域」における 空き巣、盗難被害などの軽減を図るため、駒場団地自主防災会と連携し、防犯パトロール活動を実施する。

(名称)

第2条 本会は、駒場団地自治会傘下の「部会」として、「駒場団地自治会防犯パトロールの会」と称する。

(会員の構成)

第3条 本会は、駒場団地自治会内に居住する希望者及び駒場団地自治会役員で防犯パトロール活動が可能な者をもって構成する。

(役員)

第4条 本会の役員を次のとおり定める。

部会長 1 名、書記担当幹事 1 名、総務担当幹事 1 名、幹事(各班ごとに若干名)並びに自治会役員とし、各役職は兼務できるものとする。

(役員を選出)

第5条 委員の選出は次のとおり定める。

- ① 自治会役員以外の役員は、会員の推挙による。自治会役員が兼務すること妨げない。
- ② 部会長、書記担当幹事、総務担当幹事は役員相互により選出する。
- ③ 幹事は、原則として各班より 1 名以上を選出する。

(役員の任務)

第6条 役員の任務を次のとおりと定める。

- ① 部会長は、本会を統括する。
- ② 書記担当幹事は、会議等の議事録の作成及び「駒場団地防犯パトロール分担表」を作成する。
- ③ 総務担当幹事は、各種会議、講習会の開催計画・実行及び各種用具の管理と購入を担当する。
- ④ 幹事は本会の運営に参加し、活動に寄与する。あわせて各班の会員への伝達、会員からの意見聴取等を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議を次のとおりとする。

- ① 役員会は年1回以上開催する。特に必要とする場合は部会長の決定により随時開催する。
- ② 役員会は役員をもって構成する。必要に応じて部会長が招集し開催する。

(会計)

第9条 本会活動に必要な経費は、駒場団地自治会の予算に計上する。

(入会・脱会)

第10条 本会の入会・脱会は届け出により自由に行えるものとする。

(運営細則の改廃)

第11条 本細則の改廃は、駒場団地自治会役員会において行うものとする。

附則

- 1 「駒場団地防犯パトロールの会」会則は駒場団地防犯パトロールの会の発足に当

たり、2006(平成 18)年 8 月 19 日制定・施行する。

- 2 「駒場団地防犯パトロールの会」会則は 2006(平成 18)年 8 月 19 日に施行したものを改定し、2010(平成 22)年 9 月 1 日より施行する。
- 3 「駒場団地防犯パトロールの会」会則は 2011(平成 23)年 8 月 27 日の総会で見直したものを、実態に基づいて見直し、2012(平成 24)年 9 月 1 日より実施する
- 4 「駒場団地防犯パトロールの会」会則 2012(平成 24)年 9 月 1 日に施行したものを改定し、2015(平成 27)年 9 月 1 日より施行する。

※顧問制度の廃止

- 5 「駒場団地自治会防犯パトロールの会」運営細則は、「駒場団地防犯パトロールの会」の駒場団地自治会組織への編入に伴い制定し、2019 (平成 31)年 8 月 24 日より施行する。旧の会則については廃止する。